

一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター事業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）定款第4条の規定に基づいて、センターの実施する事業に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年 法律第154号）第2条による。ただし、事業の趣旨に反しない場合は、対象業種に係わらず、従業員300人以下の企業も該当とする。
- (2) 勤労者等 いわき市内の中小企業に勤務する勤労者とその事業主、いわき市内に居住し市内外の中小企業に勤務する勤労者及び事業主をいう。
- (3) 会 員 第3条に定める資格を有し、第4条に定める入会手続を完了した者をいう。

第2章 会員

(会員の資格)

第3条 会員になることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) いわき市内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主
- (2) いわき市内に居住し、いわき市外の中小企業等に勤務する勤労者
- (3) その他理事長が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものは会員になることができない。

- (1) 第11条の規定により資格を失ったもの
- (2) 新規加入においては、第5条における満年齢が71歳以上の者
- (3) 更新加入においては第5条における満年齢が81歳以上の者
- (4) その他この理事長が適当でないと思つた者

(入会手続)

第4条 センターに入会しようとする者は、所定の加入申込書を提出し、入会金を納入しなければならない。

2 理事長は、入会を承認したときは、会員証を交付するものとする。

(資格の発生)

第5条 会員資格は、入会手続を完了した日の属する月の翌月初日の午前零時から発生する。

ただし、入会手続を完了した日がその月の20日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）を超えた場合、資格発生は翌々月初日の午前零時から発生するものとする。

(入会金)

第6条 入会金の額は、一人600円とする。

2 既納の入会金は返還しないものとする。

(会費)

第7条 会費は、一人月750円とする。

2 会費の納入期間は、資格の発生日の属する月から資格の喪失日の属する月までとする。

(会費の納入方法)

第8条 加入事業所は、会費の預金口座振替申込書を理事長に提出するものとし、事業所は会費を3か月に1回3か月分(当月分及び翌月分並びに翌々月分)を4月、7月、10月及び1月のそれぞれの1日に事業所の指定金融機関の預金口座(以下「指定口座」という。)から自動振替により納入するものとする。ただし、振替日が金融機関の休業日にあたる時は、翌営業日とする。

2 個人加入者は、前項の規定を準用する。

3 理事長がやむを得ないと認めた場合には、加入事業所並びに個人加入者は理事長の定める口座振込の方法により会費を納入することができる。

(資格の喪失)

第9条 次の各号の一に該当する場合は、会員の資格を喪失する。

(1) 第3条の会員の資格を失ったとき。

(2) 会費を3か月以上滞納したとき。

(脱会)

第10条 センターを脱会する者は、所定の脱会届を提出し、理事長の承認を得るものとする。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当したときは、理事長は除名することができる。

(1) センターの事業をさまたげる行為をしたとき。

(2) センターの行う事業に関して虚偽の申述、申請をしたとき。

(3) センターの規約に反し、センターの信用を失わせる行為をしたとき。

(4) その他会員が反社会的な事実があるなど不当と判断したとき。

2 前項の規定に基づき会員を除名するときは、当該会員の弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失時期)

第12条 会員の資格喪失時期は、第9条各号の一に該当したとき、第10条の脱会届が承認された日又は第11条の除名の通知が発せられた日とする。

(会費の返還)

第13条 第8条により、会費を納入したのちに脱会したときは、納入した会費は返還しない。

ただし、既に納付した会費のうち、脱会日の属する月の翌月分以降については、返還するものとする。

第3章 中小企業勤労者福祉事業

第1節 在職中の生活安定に係る事業

(慶弔見舞金給付事業)

第14条 慶弔見舞金給付事業は、第15条から第26条に定めるところにより会員に対して実施する。

2 共済事業のうち、第15条から第20条、第22条及び第24条から第26条については、一般財団法人福島県民共済会の定める基準に基づき実施する。

(結婚祝金)

第15条 会員が民法第739条に定める婚姻をしたときは、結婚祝金を支給する。ただし、入会后1年未満の場合は、給付額の2分の1とする。

(出生祝金)

第16条 会員又はその配偶者(内縁を含む)が出産したときは、出生祝金を支給する。ただし、入会后1年未満の場合は、給付額の2分の1とする。

2 出産には、死産、流産及び早期新生児死亡(生後14日以内)は含まれない。ただし、入会后1年未満の場合は、給付額の2分の1とする。

3 多児出産の場合は、1児につき1件として処理する。

(就学祝金)

第17条 会員と生計を一にする子(養子、継子を含む。)が、小学校、中学校及び高等学校に就学したときは、就学祝金を支給する。ただし、入会后1年未満の場合は、給付額の2分の1とする。

(20歳祝金)

第18条 会員が満20歳を迎えたときは、20歳祝金を支給する。ただし、入会后1年未満の場合は、給付額の2分の1とする。

(還暦祝金)

第19条 会員が満60歳を迎えたときは、還暦祝金を支給する。ただし、入会后1年未満の場合は、給付額の2分の1とする。

(銀婚祝金)

第20条 会員が結婚25年目を迎えたときは、銀婚祝金を支給する。ただし、入会后1年未満の場合は、給付額の2分の1とする。

(在会祝金)

第21条 会員が、センターに入会し継続して10年、20年及び30年を経過したときは、在会祝金を支給する。

(退会餞別金)

第22条 満60歳以上かつセンターに入会し継続して5年を経過した会員が、脱会、資格喪失の事由があったときは、退会餞別金を支給する。ただし、死亡又は重度障がいにより退会する者は含まれない。

(死亡弔慰金)

第23条 会員又は会員の配偶者が死亡したときは、一般財団法人福島県民共済会の定める基準の死亡弔慰金を支給する。ただし、会員の病気による死亡弔慰金は、死亡時年齢が満70歳以上の場合又は、入会后1年未満の場合は、共済給付額の2分の1とする。

2 会員又は配偶者の親(養父母、義父母及び継父母を含む。)及び子(実子、養子、継子及びこれらの配偶者をいう。)が死亡したときは、一般財団法人福島県民共済会が定める基準に基づく死亡弔慰金を支給する。

3 妊娠7ヶ月以上の死産は、会員の子の死亡とみなし、死亡弔慰金を支給する。

4 会員が死亡したとき支給する死亡弔慰金の受取人の範囲及び順位については、次による。

(第1順位)	配偶者(内縁を含む。)	(第2順位)	子
(第3順位)	父母	(第4順位)	孫
(第5順位)	祖父母	(第6順位)	兄弟姉妹

5 前項の死亡弔慰金を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、1人を代表者と定め、その代表者は他の受取人を代表するものとする。

(障がい見舞金)

第24条 会員が病気の原因による重度障がい、不慮の事故等による重度障がい及び不慮の事故等により発生した障がいを対象として、その程度により、障がい見舞金を支給する。

(傷病見舞金)

第25条 会員が同一傷病のため連続して30日以上休業したときは、その日数に応じて傷病見舞金を支給する。ただし、会員が加入時すでに傷病の状態にあるときは、会員となった日を起算日とする。

(住宅災害見舞金)

第26条 会員の居住する家屋(貸間、店舗作業所等は含まない。)が、火災等又は自然災害により損害を被ったときは、住宅災害見舞金を支給する。

(給付項目及び給付金額)

第27条 給付項目及び給付金額は、別に定めるところによる。

(受給資格)

第28条 第14条に規定する給付は、会員資格を取得した日の午前0時以降に発生した事由に対して支給する。

(給付の請求)

第29条 給付の請求は、会員本人が行うものとする。会員本人の死亡弔慰金の請求は、第23条第4項及び同条第5項の定める会員の相続人が行う。

2 給付を受けようとする者(以下「請求者」という。)は、所定の給付金支払請求書兼証明書を事業主を通じて、給付事由の発生を証明する書類を添付して請求する。

3 給付の請求は、給付の事由が発生した日から3年以内に行うものとし、以降は時効により消滅する。

(給付金の制限)

第30条 会員が次の一つに該当するときは、共済金及び付加給付金を支払わないものとする。

(1) 会費を未納しているとき

(2) 偽り、その他不正行為をしたとき

(3) 会員資格取得日以前に発生した事由のとき

(給付金の返還)

第31条 会員が虚偽の申請により、共済金及び付加給付金の給付を受けたことが明らかになったときは、理事長は共済金及び付加給付金を返還させることができる。

(異議申立)

第32条 請求者は、給付の決定に関して異議があるときは、給付不承認の決定通知後、30日以内に理事長に対し異議の申立をすることができる。

2 異議申立があった事項については、必要があれば理事会で協議の上決定し、その可否を理事長名で申立人に対し速やかに文書で通知するものとする。

(融資斡旋事業)

第33条 会員の生活安定及び勤労意欲増進のため、福島県労働者支援融資制度の情報提供を行う。

(割引指定店事業)

第34条 割引指定店と契約し、会員が割引料金で物品の購入又は利用ができるよう利便を図る。

(生活安定援助事業)

第35条 会員の生活安定を図るために次の事業を行う。

(1) いわき市ファミリーサポートセンターの制度利用助成事業

第2節 健康維持増進に係る事業

(健康維持増進事業)

第36条 勤労者等の健康及び活力の維持増進のため、次の事業を行う。

- (1) 人間・脳ドック、がん検診、遺伝子検診、インフルエンザ予防接種費用に関する受診料助成事業
- (2) 健康スポーツ施設等の利用助成、斡旋事業
- (3) その他健康維持増進に係る事業

第3節 老後生活の安定に係る事業

(老後生活安定事業)

第37条 センターが勤労者等のために行う老後生活安定に関する事業等への参加案内及びその情報提供を行う。

第4節 余暇活動に係る事業

(余暇活動事業)

第39条 勤労者等の余暇活動を助長するため、次の事業を行う。

- (1) レクリエーション事業
日帰り旅行・宿泊を伴う旅行、教養講座等を企画、開催し会員等の親睦を図る。
- (2) 宿泊施設等助成事業
宿泊施設を指定して契約し、会員等が協定料金で宿泊できるよう利便を図る。
- (3) 旅行会社ツアー参加助成
会員が、旅行業者のツアーに個人的に参加した場合に、参加費の一部を助成する。
- (4) チケット助成
レジャー施設・コンサート等のチケットを、助成又は割引斡旋する。
- (5) その他余暇活動に係わる事業

第5節 自己啓発に係る事業

(自己啓発事業)

第38条 勤労者等の自己啓発を助長するため、次の事業を行う。

- (1) 技能検定受験料助成
- (2) NHK通信講座受講料助成
- (3) その他自己啓発に係る事業

第6節 財産形成に係る事業

(財産形成事業)

第40条 勤労者等の財産形成を助成するため、勤労者財産形成に係る普及啓発を行う。

第7節 いわき市労働福祉会館の管理運営に係る事業

(いわき市労働福祉会館の管理運営)

第41条 勤労者等の福祉の増進及び向上を図るため労働福祉会館の管理運営を行なう。

第8節 会員等の優先

(会員等優先)

第42条 第36条及び第38条については会員に対し、第39条については会員とその同居家族(配偶者・子等)に対して、利用助成金、参加費又はその他の経費の優待で優先的取扱いをすることができる。

- 2 理事長は、会員が会費の納入を怠ったときは、優先的取扱いの一部又は全部を制限することができる。
- 3 利用助成金及び参加費の優待額は、理事長が別に定める。

第4章 その他の事業

(情報提供事業)

第43条 勤労者等の生活安定と福利厚生の実現を図るため定期的に情報誌を発行する。

(センター目的達成事業)

第44条 前条に掲げる事業のほか、センターの目的を達成するために必要な事業を実施する。

第5章 補 則

(委任)

第45条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は公告の日から施行し、平成25年10月1日から適用する。ただし、第3条、第9条及び第11条の規定については、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年3月31日に会員の資格を有する者(同日をもって会員の資格を失うものを除く。)で平成26年4月1日における満年齢が81歳以上の者(以下「経過措置対象者」という。)については、同日から平成29年3月31日までの間(以下「経過措置期間」という。)は、改正後の第3条第2項第3号の規定は、適用しない。

- 3 前項の規定の適用がある場合における経過措置期間に給付の事由が発生した経過措置対象者に対する改正後の第23条から第26条までの規定の適用については、別に定めるものとする。
- 4 改正後の第29条第3項の規定は、平成25年10月1日以後に発生した給付の事由から適用し、同日前に発生した給付の事由については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日より施行する。